

★★★

この記入のインキ又はボールペンを用いて、各項目の説明をよく読み、楷書で記入してください。金額は指針に基づき、1万円未満は四捨五入して、1万円まで記入してください。申告の義務があります。

市区町村番号 基本調査区番号 工業調査事業所番号

秘 指定統計 第10号

昭和59年工業統計調査 工業調査票乙 (従業者29人以下の事業所用)

※票番 ※産業分類

1 事業所の名称及び所在地 電話 ( ) 局番 (ふりがな) 都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地

2 本社又は本店の名称及び所在地 電話 ( ) 局番 1と同じ場合は同上と記入してください。 都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地

3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○をつけてください。 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 3 工場が二つ以上ある。(上記1, 2以外)

4 経営組織 あてはまる番号一つに○をつけてください。 1 会社(株式、有限、合資、合名) 2 組合・その他の法人 3 個人

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る) 昭和59年末現在払込み済みの資本の額又は出資の額を記入してください。 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

6 従業者数(年末現在) 男 女 計 常用労働者(重役などの役員のうち常時勤務し、毎月給与を受けている者を含む) 個人事業主及び無給家族従業者 合計

7 現金給与総額(年間) (期末賞与、退職金等を含む) 金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間) (1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に使用した総使用額をいいます(購入額を記入するものではありません)。 (2) 委託生産費は、原材料又はこの事業所の製品を他に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃と支払うべき加工賃をいいます。 (3) 金額欄には(1)と(2)の合計金額を記入してください。 金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

9 製造品出荷額等 (1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も含めてください。 (2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものを含め、仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。 (3) 同じ企業の他の事業所へ引き渡したのもも製造品出荷額に含めてください。 (4) 製造品名、加工品名、番号、数量単位名などの記入にあたっては、商品分類表を参照してください。 (5) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

ア 品目別製造品出荷額(年間) 製造品出荷額計 ☆

イ 加工賃収入額(年間) 他の企業の所有する原材料又は製品に加工して昭和59年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃と受け取るべき加工賃を記入してください。

加工賃収入額計 ☆ ウ 修理料収入額(年間) 880000 ☆

10 ア、イ、ウの合計金額 110000 ☆印合計 11 内国消費税額(年間) 120000

下記の13項は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。

13 有形固定資産 (1) 有形固定資産(土地を除く。)には建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品などを帳簿価額で記入してください。 (2) 取得額には、購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、増改築、建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入してください。 (3) 除却額には、売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引渡しなどによる除却額を記入してください。 (4) 減価償却額には、減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額を記入してください。

申告者の印 本票の内容について回答できる人の職・氏名

備考

この調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。調査員に一部提出してください。

通商産業省